

令和6年度 立川市私立幼稚園等園児補助金のご案内

【対象者】 認可幼稚園（学校教育法で規定する幼稚園）、幼児施設（東京都知事が認定した幼稚園類似施設）、特定教育・保育施設（認定こども園等）の1号認定で通っている園児の保護者で、下記の3つの要件を満たす方。立川市外の幼稚園等に通っている場合も対象です。

1. 立川市に住民登録している園児と同居する保護者の方
2. 園児が、私立幼稚園等に在籍し、下記の認定を受けていること
 - ・未移行幼稚園の場合は施設等利用給付認定
 - ・認定こども園・新制度幼稚園の場合は教育・保育利用給付の1号認定
3. 保護者が保育料、入園料等を納入していること
4. 園児が満3歳児、3歳児、4歳児、5歳児であること（満3歳児は対象となる幼稚園に限られます）※2歳児クラス（プレ幼稚園）は対象外

【申請方法】 「私立幼稚園園児補助金調書」に記入の上、園児1人につき1枚を幼稚園等へ提出してください。ただし、次のア～ウのいずれかに該当する方は、それぞれの市区町村が発行する「課税（非課税）証明書」が必要です。詳細は裏面「添付書類について」をご覧ください。

- ア. 令和5年1月1日または令和6年1月1日時点で立川市外にお住いの世帯
- イ. 令和5年1月1日または令和6年1月1日時点で保護者の一方が立川市外にお住まいの方（単身赴任など）
- ウ. 公簿で所得等を確認することを承諾しない方

裏面「添付書類について」をご覧ください。

※令和5年度私立幼稚園等園児補助金調書の提出時や、本人や兄弟の保育園等の入園申込時に同年度の課税証明書（非課税証明書）を保育課に提出済み場合は、改めての提出は不要です。

【決定・交付】

	交付決定通知	交付
前期分（4～9月分）	10月下旬	10月末
後期分（10～3月分）		3月末

※交付決定通知は基本的に幼稚園等を通じて配布します。交付は口座振込みとなります。

【ご注意】

- ① 補助金のうち東京都分については市民税の所得割額を基準に算定します（4月～8月分の補助金は令和5年度の税額で、9月～3月分の補助金は令和6年度の税額で計算します）。税の申告がお済みでない方は、至急申告してください（お勤め先の会社等が申告している場合は、必要ありません）。申告をしていないと、補助金額が本来受け取ることのできる金額より低くなる場合があります。
- ② 幼稚園補助金事業は各市区町村で行っています。このため、年度途中に立川市へ転入した方は改めて申請が必要です。手続き方法は立川市役所保育課または幼稚園へお問い合わせください。
- ③ 令和6年度の補助金調書の提出は令和7年3月31日までです。年度をまたいでの申請はお受けできませんのでご注意ください。

調書記載例

私立幼稚園等園児補助金調書

組名が不明な場合は記載不要です。

内容を確認し、問題がなければチェックを入れてください。 (一番下は部分が「代理受領」の園のみ対象です)		組名 こぶし組	左記幼稚園に入園した年月 令和5年4月
<input checked="" type="checkbox"/> 補助金認定のため、立川市が公簿を閲覧することを承諾します。		フリガナ タチカワ ハナコ	(自署の場合は押印を省略できます。)
<input checked="" type="checkbox"/> 補助金の申請・請求事務を幼稚園等の代表者に委任します。		保護者(※1) 立川 花子	印
<input checked="" type="checkbox"/> 補助金の受領事務を幼稚園等の代表者に委任します。		住所 〒190-0015 立川市泉町 1156-9	
電話番号 042(523)2111		フリガナ タチカワ サブロウ	令和6年度の学年に丸をしてください
園児の兄弟も幼稚園に在籍しており、本補助金の交付を受ける場合は、兄弟で同じ口座を記入してください。		氏名 立川 三郎	生年月日 令和1年5月1日生(満三歳・年少・<u>年中</u>・年長)
振込先口座	銀行 立川市役所	種目 1. 普通預金	口座名義 カタカナで記入<子ども名義不可> タチカワ タロウ
金融機関コード 1111	店コード 222	口座番号 1234567	
園児と同じ世帯の方の氏名 (園児本人を除く)	生年月日	園児との続柄	「幼稚園」「保育園」「認定こども園」に在園している場合は名称を記入(※2)
※1の方 立川 花子	昭和60年6月2日	母	小学生の場合は学年を記入
立川 次郎	平成27年7月3日	兄	小学3年生
立川 泉	令和2年8月4日	妹	立川っ子幼稚園 小学 年生
兄弟が「幼稚園」「保育園」「認定こども園」に通っている場合は園の名称を記入してください。また、特別支援学校の幼稚部、児童心理治療施設通所部に入所又は児童発達支援及び医療型児童発達支援もしくは特例保育・家庭的保育事業を利用している場合もご記入ください。			
◎上記以外に住所がちがう兄・姉がいますか? (園児と同一生計の兄弟のみ記入してください)		<input checked="" type="checkbox"/> いない <input type="checkbox"/> いる (いる場合は下記に記載)	
氏名	生年月日	住民登録地	
	年 月 日		
	年 月 日		
◎令和5年1月2日以降に立川市へ転入しましたか?		<input checked="" type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> はい (はいの場合には下記※3の添付書類が必要です。)	
◎令和5年1月1日時点で別住所の配偶者はいますか?		<input type="checkbox"/> いない <input checked="" type="checkbox"/> いる (いる場合には下記※3の添付書類が必要です。)	
氏名: 立川 太郎		生年月日: 昭和59年9月5日	
住所: アメリカ			
◎ひとり親等世帯ですか? (単身赴任世帯は、除く。)		<input checked="" type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> はい (死亡・離婚・未婚・その他())	
◎満3歳クラスの場合、保育の必要性がありますか?		<input checked="" type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> はい (第2子以降の場合のみお選びください)	

※2 特別支援学校の幼稚部若しくは児童心理治療施設通所部に入所し又は児童発達支援及び医療型児童発達支援事業を利用している場合、園児の氏名を記入してください。

※3 【添付書類】
所得割額が記載されています。

保育の必要性を有する第2子以降の満3歳児は預かり保育の利用料補助があります。

「はい」を選択した保護者には補助の申請書を別途ご案内します。

なお、兄弟順位に関わらず保育の必要性を有する3歳児以上(新2号認定取得者)や非課税世帯の満3歳児(新3号認定取得者)は施設等利用給付で預かり保育料を補助します。

町村民税
を
ご
記
載
し
て
く
だ
さ
い。

補助金額について ①東京都分と②立川市分の合計額となります。

①東京都分（月額）※保育料等の金額によっては補助金額が満額支給されない場合があります。

世帯の市民税所得割額		第1子	第2子	第3子以降
1	生活保護世帯 区分2のうちひとり親世帯	6,200円	6,200円	6,200円
2	非課税世帯 市民税所得割額が0円の世帯 第3階層のうちひとり親世帯	3,200円	6,200円	6,200円
3	市民税所得割額 77,100円以下	1,800円	1,800円	6,200円
4	市民税所得割額 211,200円以下	1,800円	1,800円	5,600円
5	市民税所得割額 256,300円以下	1,800円	1,800円	5,000円
6	上記区分以外の世帯	1,800円	1,800円	1,800円

②立川市分 月額 5,300円（所得に関わらず一律で支給されます）

注1 幼児教育の無償化に係る施設等利用給付（月額上限 25,700円）は上記に含まれておりません。無償化給付は、代理受領を行う園と、償還払いを行う園があります。このうち、償還払いについては、別途、幼稚園を通じて請求書類を配布いたします。

【代理受領】市から施設へ支給を行い、施設は保護者から上限額の範囲内で保育料を徴収しない方法

【償還払い】施設は保護者から毎月の保育料を徴収し、後日市から保護者へ償還する方法

注2 ①東京都分の補助は、未移行園は保育料のみが補助対象となります。ただし、階層区分1・2の世帯、階層区分3～5の第3子以降に該当する園児は、保育料に加え、その他納付金も補助対象となります。新制度移行園と認定こども園は特定負担額が補助対象となります。補助対象となる保育料等の金額によっては補助金額が満額支給されない場合があります。なお、②立川市分は保育料等の金額に関わらず満額を支給します。

注3 ①東京都分の補助は、施設が1,800円の代理受領を行っている場合があります。その場合は、①東京都分については、市から保護者への直接支給はなく、②立川市分のみ保護者へ支給します。ただし、①の補助額が代理受領額を超える場合は、代理受領額との差額を支給します。

注4 市民税所得割額は保護者（父母）の合算になります。父母以外に家計の主宰者（園児を扶養親族にしている方など）がいる場合は、その方の所得割額も合算します。また、「住宅借入金等特別税額控除」「外国税額控除」「配当控除」「寄附金控除」がある場合は控除適用前の額で算定します。

注5 令和5年10月分から第何子の数え方が変更されました。年齢を問わず、保護者と生計を一にする兄・姉がいる場合、その兄・姉の人数+1人が園児の区分となります。

注6 年度途中に入園・退園・転入・転出された方は、日割りもしくは月割りで支給します。

市民税所得割額の確認方法

〈個人情報のため電話で税額を確認することはできません〉

- ① 令和5年度分は令和5年1月1日現在、令和6年度分は令和6年1月1日現在に居住の市区町村で発行する「課税証明書」（有料）で確認できます（市区町村によっては所得証明書ともいいます）。
- ② 住民税が給与天引きの方：勤務先より6月頃に配布される「市民税都民税特別徴収税額通知書」で確認できます。
- ③ 住民税が給与天引き以外の方：市役所が6月頃に送付する「市民税都民税税額通知書」で確認できます。

添付書類について

令和5年1月1日以前から立川市内にお住まいの方は、補助金調書のみを提出してください。

令和5年1月1日時点または令和6年1月1日時点で立川市内にお住まいでない世帯、保護者のうち一方が立川市外在住の方（単身赴任等）は、補助金額の計算のため、課税（非課税）証明書の提出が必要です。補助金調書の提出を幼稚園等が取りまとめている場合は、調書に添付いただくか、課税（非課税）証明書のみ市へ提出（郵送または窓口へ提出）いただいても結構です。なお、**令和5年度私立幼稚園等園児補助金の申請時や、本人や兄弟の保育園等の入園申込時に課税証明書（非課税証明書）を保育課に提出済みの場合は、改めての提出は不要です。**

必要な課税証明書の年度は以下の通りです。なお、令和6年度分の課税（非課税）証明書が発行可能となる時期は、各自自治体で異なりますが、概ね**令和6年6月中旬以降**となります。

要件	令和6年1月1日の時点で		令和5年1月1日の時点で	
	令和6年度 課税証明書	令和5年度 課税証明書	令和6年度 課税証明書	令和5年度 課税証明書
立川市外に在住の世帯や保護者の一方が市外在住の方	○	○（※）	×	○（※）

※すでに、令和5年度の課税証明書を保育課に提出済みの場合は、改めての提出は不要です。

【海外在住・在勤の場合】

令和5年または令和6年1月1日の時点で海外に在住し「課税（非課税）証明書」が取得できない場合も、所得等の証明が必要です。海外勤務の場合などは、勤務先から下記内容の分かる証明を取り寄せ、調書に添付してください。所得のある保護者の一方が海外在住・在勤の場合も同様です。

対象期間	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年1月1日時点で海外在住の方 ⇒<u>令和4年1月1日～令和4年12月31日分の所得が分かる証明</u> 令和6年1月1日時点で海外在住の方 ⇒<u>令和5年1月1日～令和5年12月31日分の所得が分かる証明</u>
記載内容	①税込みの総収入、②社会保険料、③生命保険料、④損害保険料、⑤配偶者を含む扶養家族の人数

預かり保育料の補助について

保護者がともに就労している等の保育の必要性がある園児は、幼稚園の預かり保育料補助の支給対象となる場合があります。お子さんの年齢や世帯の課税状況、第2子以降かによって補助制度が異なります。

請求方法についてはそれぞれの案内をご確認ください。

	申請方法	兄弟順位
3歳以上	事前に施設等利用給付の新2号もしくは新3号認定を申請し、3か月ごとに請求書を提出	関係なし
満3歳児（非課税世帯）		
満3歳児（課税世帯）	保育を必要とする理由の証明書類を添付して「私立幼稚園等園児補助金（満3歳児預かり保育事業）交付申請書」を提出	第2子以降

【問い合わせ先】 **立川市役所 子ども家庭部 保育課 給付係**

電話：042-523-2111 内線 1324

住所：〒190-8666 東京都立川市泉町1156番地の9